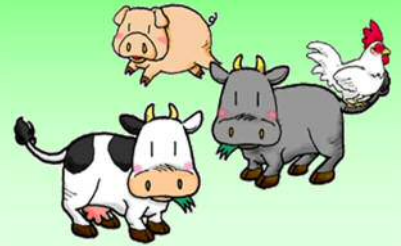


川本家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部）

〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811



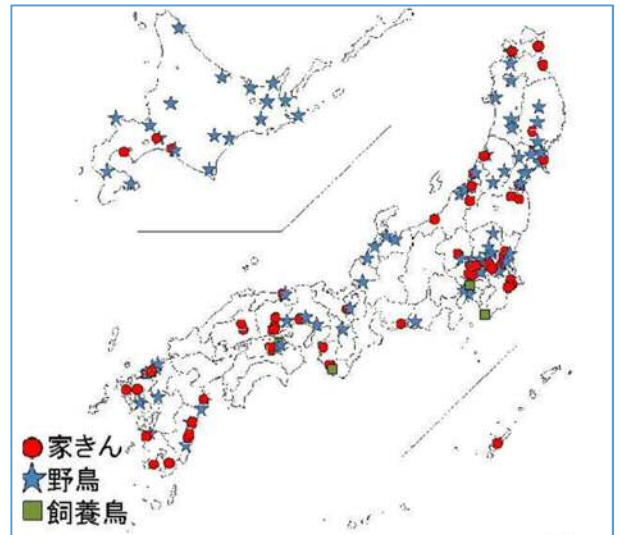
## 高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) に備えましょう！

昨シーズンは、10月以降家きん飼養農場等で高病原性鳥インフルエンザが多数発生しました。発生事例数は、過去最多となる26道県84事例にのぼり、まん延防止のために約1,771万羽が殺処分されました。

発生の要因となっているのが野鳥におけるHPAIウイルス感染です（右図★）。昨シーズンは、国内の水鳥に加え、多くのカラスや猛禽類でHPAIウイルスが確認されました。

近年、世界的に野鳥におけるHPAIウイルスの流行が続いており、ユーラシア大陸から渡り鳥が日本に飛来する冬期は、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まります。

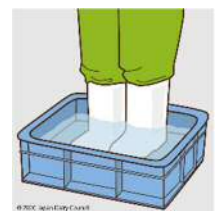
家きん飼養者の皆様におかれましては、ウイルス侵入防止のため、以下の点に留意して定期の点検・改善を行いましょう（荒川）。



【R4～R5シーズンのHPAIウイルス確認状況】

次の7項目の遵守状況は点検を日常的に行い、不備があれば改善してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除





## 飼養衛生管理基準の立ち入り検査にご協力ください！

家畜の伝染性疾病の発止を予防するため、家畜の所有者は日頃から適切な衛生管理を実施し、「飼養衛生管理基準」を遵守することが義務付けられています。当所職員が農場へ訪問し遵守状況を確認させて頂いていますので、お忙しいこととは思いますが、ご協力をお願いいたします。また、その時に昨年の遵守状況についての結果をお返ししますので、農場の衛生管理にご活用ください。

家畜を飼養している方は毎年、飼養頭羽数及び飼養衛生管理基準の遵守状況を国へ報告（定期報告）することになっています。まだ提出されていない方は川本家保まで提出、もしくは検査や巡回等で伺った際に渡してください。

定期報告書が手元にない方、ご不明な点がある方は川本家保までご連絡ください。よろしくお願いいたします。（山本）



## インボイス制度への対応について

令和5年10月1日からインボイス制度が開始され、県の手数料についてもインボイスの交付対象となります。つきましては、10月1日以降に川本家畜保健衛生所で実施した検査につきましては、検査に係る手数料の「適格請求書」を検査の回答書と共に皆様に送付させていただきます。

「適格請求書」が必要となる方につきましては、各自保管頂きご活用ください。よろしくお願いいたします。（原）



～編集後記～

今年は9月以降も日中は30℃を超えるような暑い日が続き、秋はいつ来るのだらうかと思っていましたが、朝晩大分涼しくなってきましたね。  
ヒトも動物も寒い季節に向けた準備を整えていきましょう！（原）

